対象建造物等: 1. 恩賜会館



恩賜会館西面



恩賜会館南面



[建造物の概要]

【用途】講堂

【建築年】昭和16年

【構造形式・規模】木造平屋建て、建築面積181㎡

[現在の状況]

平成31年3月有形文化財に登録された。

自治体職員と入所者との懇談会場及び入所者間のレクレーション施設として使用している。 史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

昭和15年貞明皇太后の施設改善拡充のための御下賜金を基として、大阪府を初め2府10県の連合府県より資金を集めて建てられた。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

昭和34年に屋根補修、平成15年にバリアフリー化、平成29年に外壁補修、令和2年に玄関部補修を行っており、現在早急に補修の必要な箇所はないが、今後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。令和6年2月にシロアリ対策を実施した。また、令和6年能登半島地震を受け、耐震施工を行いたいと考えているが、耐震診断業務として2,970千円(概算見込)がかかる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 2. 奉安殿





土台部の亀裂



亀裂部分拡大



階段部亀裂



ひび割れ部分の拡大



手すり部分の亀裂

[建造物の概要]

【建築年】昭和18年

【構造形式】鉄筋コンクリート造平屋建、小屋組及び屋根下地は木造、銅板葺き切妻屋根、外壁は 御影石洗い出し

[現在の状況]

平成31年3月有形文化財に登録されている。

社殿として使用している。

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

昭和16年7月貞明皇太后より写真及び苗木が下賜され、昭和18年3月奉安殿が竣工し、同年6 月の貞明皇太后の誕生日である25日に「皇太后陛下御写真奉安式」が挙行された。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

平成21年に屋根及び床補修を行っている。

階段等に亀裂等があるが、早急な補修の必要性は低いと思われる。(赤丸部分)

また、今後、屋根の補修が必要となると思われる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんな のおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 3. 物資搬入斜路



物資搬入斜路 (現在)





[建造物の概要]

【用途】線路

【建築年】昭和13年

【構造形式】鉄筋コンクリート造

[現在の状況]

平成31年3月有形文化財に登録された。

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

昭和13年開園当時から昭和48年まで海路で藪池桟橋に搬入された物資を運び上げるために使用していた。

療養所の運営等に関するものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

トロッコ用レールの防塩、石階段の補修が必要と思われる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 4. 瀬溝の桟橋



瀬溝の桟橋





破損箇所 (上面)

[建造物の概要]

【用途】桟橋

【建築年】昭和13年

【構造形式】石造

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

対岸の虫明瀬溝地区と長島の邑久光明園の渡し場として利用された。

隔離政策の状況を伝えるものとして選定する

「保存等の方法及び保存等に係る費用」

傷みがだんだんと激しくなっており、路面端部の補修が必要である。(写真の赤丸部分) 修繕工事見込額(39,600千円)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 5. 裳掛小・中学校第三分校



裳掛小・中学校第三分校正面玄関



裳掛小・中学校第三分校教室



裳掛小・中学校第三分校内部 (居住者棟の1室を復元した部屋)

[建造物の概要]

【用途】学校

【建築年】昭和14年

【構造形式・規模】木造平屋建て、建築面積238㎡

[現在の状況]

平成31年3月有形文化財に登録された。

資料館として使用している。

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

裳掛小・中学校第三分校は光明学園として子供の入所者の勉学のため昭和14年4月双葉寮のすぐ近く庭を隔てたところに開校された。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるもの及び当園以外には同種の施設が残存しないものと して選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現在早急な補修の必要な箇所はないが、今後、屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。 令和6年2月にシロアリ対策を行っている。 [WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。

また、資料館として充実していくようにしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 6-1. 少年•少女舎



少年・少女舎外観(南面)【6-1】



少年・少女舎内部【6-1】



少年・少女舎外観(西面)【6-1】

[建造物の概要]

【用途】住居

【建築年】昭和14年

【構造形式】木造平屋建て(昭和27年児童の増加に対応するため、コの字型に増改築)

[現在の状況]

劣化が激しく現在は使用していない。

史跡として見学者に開放している

[対象選定の観点]

昭和14年3月竣工し、同年6月双葉寮として運用を開始した。

入室している児童は、満16歳になると双葉寮から一般寮に移っていった。

昭和27年児童の増加に対応するため、増築され現在のコの字型になった。

最も多いときには、71名が暮らしていたが、次第に減少し、昭和37年中学校の閉校後は、昭和39年より昭和50年頃まで女子寮として使用された。

隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの及び当園以外には同種の施設が残存しないものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

使用できる材料をできる限り使用し少年・少女舎及び面会所を改築する。【別紙】

・当時の図面が残っていないため設計には1年程度の期間が必要となる。

・できる限り使用できる資材を使って復元するため、2年から3年の工期が必要となる。 少年・少女舎は、南側一辺のみ復元し北側及び西側は基礎のみ残すこととする。 【別紙】 修繕費用見込(226,670千円)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 6-2.面会所



面会所【6-2】

[建造物の概要]

【用途】面会所

【建築年】昭和13年

【構造形式】木造平屋建て(昭和27年児童の増加に対応するため、コの字型に増改築)

[現在の状況]

劣化が激しく現在は使用していない。 史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

開園時にすべての入所者への面会所として建築された。

隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの及び当園以外には同種の施設が残存しないものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

修繕費用見込 (120,827千円)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 7. 監禁室及び監視室



監禁室外観 (南面)



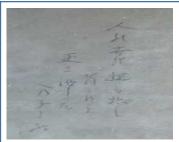
監禁室内部



監視室跡 (基礎のみ)



壁面の落書き①



壁面の落書き②



壁面の落書き③

[建造物の概要]

【用途】監禁所

【建築年】昭和14年

【構造形式】監禁室はコンクリートブロック造平屋建て 小屋組みは木造、セメント瓦葺き寄棟屋根。

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

大正5年療養所長に「懲戒検束権」が附与され、昭和6年には「国立癩療養所患者懲戒検束規定」が 制定された。

これらにより、園長の権限で監禁室の使用が認められ、監禁室が、木尾湾の入り口近くの湾の西側の

丘の上に、府県連合立光明園として昭和14年新設され、昭和26年まで使用された。 現在、監禁室は使用当時の状態を保持しているが、監視室は基礎のみとなっている。 隔離政策の状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

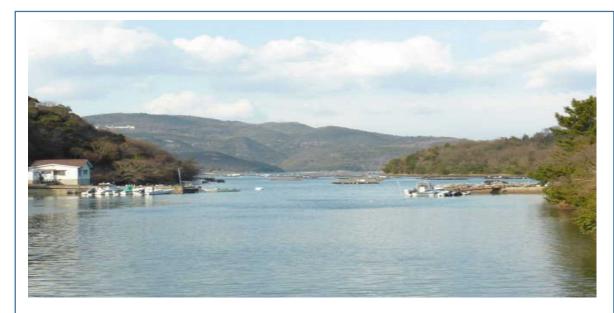
壁面の落書きの保存については映像にて残すこととする。 建物保護のため、コンクリート部分の防塩対策等を施工予定。 令和6年2月にシロアリ対策を行っている。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:8.2つの桟橋



職員桟橋(左)と患者桟橋(右)



職員桟橋破損箇所



患者桟橋石積み破損箇所



石積み破損箇所(拡大)

[建造物の概要]

【用途】桟橋 【建築年】昭和13年

【構造形式】石造

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

木尾湾に向かい右側の桟橋は「患者桟橋」と呼ばれ、入所者専用として使用された。

一方、左側は、「職員桟橋」と呼ばれ、園の入り口として職員の通勤や来客等の船による玄関として 使用された。

隔離政策の状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

患者桟橋は石積みが一部破損しており、補修が必要であるため、令和6年度に、患者桟橋の修繕工事を行う。設計(1,415千円)、監理見込額(990千円)修繕工事見込額(19,000千円)

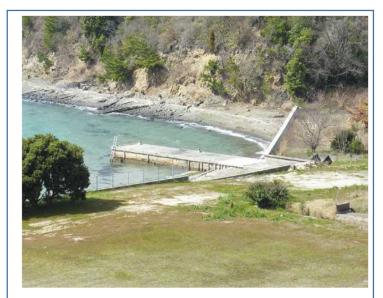
職員桟橋は、表面に割れがあり、補修が必要である。職員桟橋の修繕見込額(286,000千円)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 9. 藪池の桟橋



藪池の桟橋



桟橋付近



[建造物の概要]

【用途】桟橋

【建築年】昭和13年(木造)、昭和54年(鉄筋コンクリートに改築) 【構造形式】木造(昭和13年)、鉄筋コンクリートに改築(昭和54年)

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

海が深く大型船が接岸可能であったため、食料品や、石炭、炭などの荷揚用に使用されていた。 療養所の運営等に関するものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

表面が割れて欠損しており、補修が必要である。

修繕工事見込額 (352,550 千円)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:10-1.西本願寺会館



[建造物の概要]

【用途】宗教施設

【構造】木造平屋建て

【建築年】昭和34年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

財団法人光明園慰安会により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により壁漆喰が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:10-2.キリスト教会堂



[建造物の概要]

【用途】宗教施設

【構造】木造2階建て

【建築年】昭和35年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

好善社により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:10-3.日蓮宗立正会堂



[建造物の概要]

【用途】宗教施設

【構造】木造平屋建て

【建築年】昭和35年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

綱脇龍妙師により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

令和5年9月に雨漏修繕工事を行っている。

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:10-4.天理教会館



[建造物の概要]

【用途】宗教施設

【構造】木造平屋建て

【建築年】昭和37年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

天理教岡山教区により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

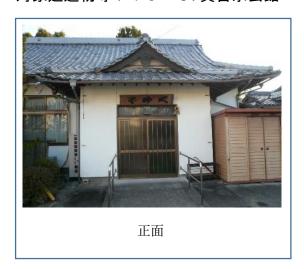
老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:10-5.真言宗会館



[建造物の概要]

【用途】宗教施設

【構造】木造平屋建て

【建築年】昭和37年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

高野山真言宗備前宗務支所により建設、竣工後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 10-6.金光教求信会会堂



[建造物の概要]

【用途】宗教施設

【構造】鉄筋コンクリート造平屋建て

【建築年】昭和29年

[現在の状況]

入所者が宗教施設として使用している。

[対象選定の観点]

宗教法人金光教により建設、竣工された。

軽症者棟新築のため、昭和61年3月宮の段地区より現在地に移転新築

宗教法人金光教により移転新築され、その後寄付された。

隔離生活によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

令和5年3月に屋根補修を行っている。

老朽化により外壁が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中 「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなの おもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等: 1 1. 光明神社



光明神社正面



光明神社社殿



裏手の祠



[建造物の概要]

【用途】神社

【構造】木造

【建築年】昭和16年(移転新築:昭和52年)

[現在の状況]

園での催事や、入所者が神社として使用している。

[対象選定の観点]

昭和15年初代天皇の神武天皇即位を元年とする皇紀2600年を記念して、当時は園内東側の丘の松林の中に築かれ、昭和16年1月31日に鎮座祭が行われた。その後、昭和21年2月23日GHQの命令により社殿が撤去されたが、昭和25年に再建の話がもちあがり、外島保養院創立45周年にあたる昭和29年5月22日に当初あった現在の宮の段地区に再建された。昭和51年9月台風17号の集中豪雨により藪池地区の建物が甚大な被害を受け、神社を移転し跡地を造成して軽症夫婦舎棟を新築することとなり、昭和52年8月25日に園内を一望できる高台の現在地に社殿が建設され遷宮された。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

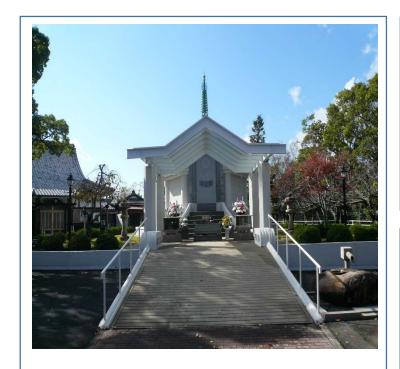
現在神社については早急な補修の必要な箇所はないが、今後、屋根の補修が必要となると思われる。 神社の裏手にある祠については補修が必要で、令和6年3月に修繕を行っている。(写真の赤丸部分) (2,486千円)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたいと言う自治会の意向がある。

さらに、邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び瀬戸内市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考えると言う自治体の意見がある。

対象建造物等:納骨堂



納骨堂正面





納骨堂南側

[建造物の概要]

【用途】納骨堂

【建築年】昭和17年

[現在の状況]

納骨堂として使用している。

見学者には参拝のため開放している。

[対象選定の観点]

昭和17年京都西本願寺連合婦人会からの寄贈により建立された。

当時は戦争中で、物資不足のため「竹筋コンクリート造り」という珍しいものであった。

平成5年に原型のまま、少し大きく更新築された。

療養所の運営等に関するものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

平成30年に外壁等塗装を行っている。

令和5年7月に外壁等塗装を行っている。(3,058千円)

令和5年9月に、石材プレートの修繕を行っている。(454千円)

現在、更新時期を含め更新築を検討中である。(令和10年度整備予定にて検討中)

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画中「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画中「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。